

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	12	担当課	土木管理課
法令名	砂利採取法	根拠条項	12-1	不利益処 分の種類	登録の取消し等	
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第12条 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第6条第1項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>二 第6条第1項第六号の規定に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。</p> <p>三 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 第16条の規定に違反したとき。</p> <p>五 第26条の規定による認可の取消しを受けたとき。</p> <p>六 不正の手段により第3条の登録を受けたとき。</p>						